

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年5月18日

証拠説明書(D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 惇



同

八 木 宏 八



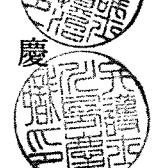
同

濱 松 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第10号証

証拠の標目	九州電力玄海原子力発電所3号機MOX燃料使用差止請求事件（平成22年（ワ）第591号）の判決書（別紙原告目録を除く。）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月20日
作成者	佐賀地方裁判所民事部
立証趣旨	<p>本書証は、九州各県に居住する原告らが、被告九州電力に対し、人格権及び環境権に基づき、MOX燃料を使用して玄海原子力発電所3号機を運転することの差止めを請求した事案における判決である（請求棄却）。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・主張立証責任について、「人格権に基づく原発の運転差止訴訟においては、当該原発に安全性が欠けるところがあるって、原告らの生命、身体、健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止

	<p>訴訟の一般原則どおり、原告らが負うものと解するのが相当である。（略）そしてまた（略）玄海原発3号機の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり（略）そして、被告において、玄海原発3号機の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は、主張立証責任を負う原告らにおいて、玄海原発3号機の安全性に欠ける点があり、原告らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」と判示されていること（準備書面⑯第1章第1(2)（5、6頁）：本書証26、27頁）</p> <p>・判断の進め方として、まず、争点に関する各安全確保対策について、「それぞれ、本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかどうか検討することとする。そして、これらが満たされていることが確認された場合には、被告は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証を尽くしたことになるため、次に、主張立証責任を負う原告らにおいて前記具体的危険性についてその主張立証責任に適った主張立証を果たしているか否かを検討</p>
--	--

	することとする。」と判示されていること（準備書面 (15)第1章第1(2)（6頁）：本書証27，28頁）
--	---

乙D第11号証

証拠の標目	関西電力大飯発電所3, 4号機運転差止仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件（平成25年（ラ）第463号。原審：平成24年（ヨ）第262号，同第318号）の決定書（別紙当事者目録を除く。「美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会」ホームページ http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/hanketsu_20140509.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年5月9日
作 成 者	大阪高等裁判所第11民事部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、関西電力大飯発電所3, 4号機運転差止仮処分命令の申立てを却下する原決定（乙D12）に対する即時抗告についての決定である（申立て却下。原決定は申立ての交換的変更により失効）。</p> <p>本書証によって、本決定において、新規制基準適合性審査申請に対する原子力規制委員会の審査が継続中であり、同申請に対する原子炉設置変更許可がなされていない状況では、当該原子力発電所の再稼働が差し迫っているとはいはず、保全の必要性が認められないとされていることを明らかにする（準備書面15第2章第2の2(4)（17頁）：本書証8, 9頁）。</p>

乙D第12号証

証拠の標目	関西電力大飯発電所3, 4号機運転差止め仮処分命令申立事件決定 (判例時報2193号所収) [表紙, 目次, 44ないし67頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月16日
作成者	大阪地方裁判所第1民事部
立証趣旨	<p>本書証は、福井県、岐阜県等に居住する債権者らが、債務者関西電力に対し、人格権に基づき、大飯発電所3, 4号機の運転の仮の停止を求めた事案における決定である（申立て却下）。なお、本書証は、乙D第11号証の原決定である（準備書面(15)第2章第2の2(4)（17頁））。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・主張立証責任について、「一般的に、人格権を被保全権利として、他人の行為を仮に差し止めるよう求めることができるのは、当該行為により当該人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険性がある場合に限られるのであって、その主張立証（疎明）責任は、人格権の侵害又はそのおそれがあるとして差止めを求める債権者が負うものと解される。そして、この理は、当該行為が原子力発電所の運転である場合にも別異に解すべき理由はない。」,

	<p>「本件発電所の安全性については、債務者の側において、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で上記基準が現在の科学技術水準に照らして合理的なものであり、かつ本件発電所がこれを満たしていることを主張疎明する必要があり、(略)債務者が上記の主張疎明を尽くした場合には、本来主張疎明責任を負う債権者らにおいて、本件発電所の安全性に欠ける点があり、債権者らの生命、身体、健康が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険性があることについて、主張疎明をしなければならないと解するのが相当である。」とされていること（準備書面⑨第2の3（10, 11頁）：本書証55頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉施設の安全性を確保するため、専門的知見や学識経験を有する機関を関与させて安全性の審査基準の設定とその審査が行われていることからすると、当該原子力施設は、上記の基準が現在の科学技術水準に照らして合理的であり、かつ、当該原子炉施設がこれを満たしている場合に安全性を有すると評価することができるというべきである。」として、原子炉等規制法に基づき原子力安全委員会が定めた安全審査指針類に加え、福島第一原子力発電所事故を受けて当時の国が指示した緊急安全対策等の諸対策を踏まえて原子力発電所の安全性が判断されるべきことが明らかにされていること（準備書面⑪第2の3（9頁）：本書証55頁）
--	--

	<ul style="list-style-type: none">・福島第一原子力発電所事故後に行われた緊急安全対策等について、「福島第一原子力発電所の事故原因の解明と教訓を踏まえて、その時点において事業者に対して求められた安全の基準として、現在の科学技術水準に照らして相当な根拠と合理性を有しているものということができる。」とされていること（準備書面⑭第3章第1の3（28, 29頁）：本書証59頁）・債権者らが主張した、福島第一原子力発電所事故における地震動による重要機器の機能喪失の可能性について、「政府調査委員会は、債権者らが主張するような地震動による損傷の可能性の指摘も検討した上で、なお重要機能を喪失する損傷が地震動によるとは認められないとしているから、現時点においては、事故原因については政府調査委員会の報告のとおりと認めるのが相当であり、債権者らの主張は理由がない。」とされていること（準備書面⑭第5章第1の1(2)イ（66, 67頁）：本書証59頁）
--	--

乙D第13号証

証拠の標目	中国電力島根原子力発電所1, 2号機運転差止請求事件（平成11年（ワ）第61号）の判決書（別紙原告ら目録を除く。）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成22年5月31日
作 成 者	松江地方裁判所民事部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、島根県、鳥取県等に居住する原告らが、被告中国電力に対し、人格権及び環境権に基づき、島根原子力発電所1, 2号機を運転することの差止めを請求した事案における判決である（請求棄却）。</p> <p>本書証によって、本判決において、中国電力が宍道断層の評価の見直しを行ったことについて、「本件においては、被告が、現時点における最新の科学的、専門技術的知見を反映したものと考えられる新耐震指針、バックチェックルール及び平成19年12月保安院指示事項に基づいて、耐震設計上考慮すべき『宍道断層』の長さを約22キロメートルとした評価の当否が問題なのであって（略）被告が主張を変遷させてきたということ等は（略）被告に今後も最新の科学的、専門技術的知見に基づいた必要な調査・安全対策を不斷に行うこと等一層の努力を積み重ねる必要があるといいうるとしても、上記問題の検討内容に直接には影響しないというべきである。」と判示されていること（準備書面15第2章第6の2（26, 27頁）：本書証79</p>

	頁) を明らかにする。
--	-------------